

介護職員等特定処遇改善加算について

当法人では、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）に加えて、令和元年10月より、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定し、賃金の面において処遇改善を進めています。

また、その他の面については、次のような取り組みを進めています。

1 資質の向上

- ・ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修等の研修の受講支援や研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保

2 労働環境・処遇の改善

- ・ 雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
- ・ 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のためのリフト等の介護機器等導入
- ・ 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実
- ・ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

3 その他

- ・ 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
- ・ 非正規職員から正規職員への転換